

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消について

令和6年11月11日
沖縄県生活福祉部障害福祉課

県は、令和6年11月11日付け通知により下記の障害福祉サービス事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「法」という。）第50条第1項第3号、第4号及び第5号の規定に基づく指定の取消しを行った。

記

1 指定取消の内容

法人名 株式会社しまねこ
代表者名 代表取締役 権代 朝子
事業所名 しまねこクレープ名護
事業所所在地 沖縄県名護市大北五丁目9番17号 リバーパークマンション101
事業所番号 4711600496
指定年月日 平成28年9月1日
サービスの種類 就労継続支援A型及び就労継続支援B型

2 指定取消年月日 令和6年11月11日

3 指定取消の理由

- (1) 県に無届で一方向的に事業所を閉鎖したことに加え、引き続き障害福祉サービスの提供を希望する者に対し、必要な連絡調整その他の便宜の提供を行う等の事業者の責務を果たさなかった。（法第50条第1項第3号に該当）
- (2) 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第29号、以下、「県条例」という。）で定める人員に関する基準を満たさなくなった。（法第50条第1項第4号に該当）
- (3) 県条例で定める設備に関する基準に従って適切な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなった。（法第50条第1項第5号に該当）

4 欠格事由該当者 権代 朝子

指定障害児通所支援事業者の指定の取消について

令和6年11月11日
沖縄県生活福祉部障害福祉課

県は、令和6年11月11日付け通知により下記の障害児通所支援事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「法」という。）第21条の5の24第1項第3号、第4号及び第5号の規定に基づく指定の取消しを行った。

記

1 指定取消の内容

法人名 株式会社しまねこ
代表者名 代表取締役 権代 朝子
事業所名 DREAM SHIP
事業所所在地 沖縄県名護市親川 375 番地 1
事業所番号 4751600307
指定年月日 令和元年5月1日
サービスの種類 児童発達支援及び放課後等デイサービス

2 指定取消年月日 令和6年11月11日

3 指定取消の理由

- (1) 県に無届で一方向的に事業所を閉鎖したことに加え、引き続き障害児通所支援の提供を希望する障害児に対し、必要な連絡調整その他の便宜の提供を行う等の事業者の責務を果たさなかった。（法第21条の5の24第1項第3号に該当）
- (2) 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第27号、以下、「県条例」という。）で定める人員に関する基準を満たさなくなった。（法第21条の5の24第1項第4号に該当）
- (3) 県条例で定める設備に関する基準に従って適切な指定障害児通所支援の事業の運営をすることができなくなった。（法第21条の5の24第1項第5号に該当）

4 欠格事由該当者 権代 朝子

指定障害児通所支援事業者の指定の取消について

令和6年11月11日
沖縄県生活福祉部障害福祉課

県は、令和6年11月11日付け通知により下記の障害児通所支援事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「法」という。）第21条の5の24第1項第3号、第4号及び第5号の規定に基づく指定の取消しを行った。

記

1 指定取消の内容

法人名 株式会社しまねこ
代表者名 代表取締役 権代 朝子
事業所名 DREAM SHIP 宇茂佐
事業所所在地 宇茂佐の森二丁目1番地8 2階
事業所番号 4751600315
指定年月日 令和元年9月1日
サービスの種類 児童発達支援及び放課後等デイサービス

2 指定取消年月日 令和6年11月11日

3 指定取消の理由

- (1) 県に無届で一方向的に事業所を閉鎖したことに加え、引き続き障害児通所支援の提供を希望する障害児に対し、必要な連絡調整その他の便宜の提供を行う等の事業者の責務を果たさなかった。（法第21条の5の24第1項第3号に該当）
- (2) 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第27号、以下、「県条例」という。）で定める人員に関する基準を満たさなくなった。（法第21条の5の24第1項第4号に該当）
- (3) 県条例で定める設備に関する基準に従って適切な指定障害児通所支援の事業の運営をすることができなくなった。（法第21条の5の24第1項第5号に該当）

4 欠格事由該当者 権代 朝子

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消について

令和6年11月11日
沖縄県生活福祉部障害福祉課

県は、令和6年11月11日付け通知により下記の障害福祉サービス事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「法」という。）第50条第1項第3号、第4号及び第5号の規定に基づく指定の取消しを行った。

記

1 指定取消の内容

法人名 株式会社しまねこ
代表者名 代表取締役 権代 朝子
事業所名 しまねこクレープうるま
事業所所在地 沖縄県うるま市字江洲 598 番地 8
事業所番号 4711301384
指定年月日 令和4年11月1日
サービスの種類 就労継続支援B型

2 指定取消年月日 令和6年11月11日

3 指定取消の理由

- (1) 県に無届で一方向的に事業所を閉鎖したことに加え、引き続き障害福祉サービスの提供を希望する者に対し、必要な連絡調整その他の便宜の提供を行う等の事業者の責務を果たさなかった。（法第50条第1項第3号に該当）
- (2) 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第29号、以下、「県条例」という。）で定める人員に関する基準を満たさなくなった。（法第50条第1項第4号に該当）
- (3) 県条例で定める設備に関する基準に従って適切な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなった。（法第50条第1項第5号に該当）

4 欠格事由該当者 権代 朝子

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消について

令和6年11月11日
沖縄県生活福祉部障害福祉課

県は、令和6年11月11日付け通知により下記の障害福祉サービス事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「法」という。）第50条第1項第3号、第4号及び第5号の規定に基づく指定の取消しを行った。

記

1 指定取消の内容

法人名 株式会社しまねこ
代表者名 代表取締役 権代 朝子
事業所名 しまねこクレープ南風原
事業所所在地 沖縄県島尻郡南風原町津嘉山1105番地 1階
事業所番号 4710400690
指定年月日 令和6年5月1日
サービスの種類 就労継続支援B型

2 指定取消年月日 令和6年11月11日

3 指定取消の理由

- (1) 県に無届で一方向的に事業所を閉鎖したことに加え、引き続き障害福祉サービスの提供を希望する者に対し、必要な連絡調整その他の便宜の提供を行う等の事業者の責務を果たさなかった。（法第50条第1項第3号に該当）
- (2) 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第29号、以下、「県条例」という。）で定める人員に関する基準を満たさなくなった。（法第50条第1項第4号に該当）
- (3) 県条例で定める設備に関する基準に従って適切な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなった。（法第50条第1項第5号に該当）

4 欠格事由該当者 権代 朝子